

企業における安全衛生管理体制の適正化

○業種別に見た労働災害の発生状況(表1参照)

- ・**製造業は大幅に減少**(31.2%(H11年)→23.7%(H24年))
- ・**建設業も大幅に減少**(21.9%(同)→14.3%(同))
- ・安全の担当者が選任されていない業種が多い**第三次産業では大幅に増加**
(28.5%(同)→43.4%(同))

【表1:業種別死傷災害発生件数の推移】

		平成11年	平成15年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全産業	(人)	141,055	132,936	129,026	114,152	116,733	117,958	119,576
	(%)	31.2	28.7	26.7	24.5	24.5	24.1	23.7
製造業	(人)	43,998	38,145	34,464	27,995	28,643	28,457	28,291
	(%)	31.2	28.7	26.7	24.5	24.5	24.1	23.7
建設業	(人)	30,905	24,543	19,280	16,268	16,143	16,773	17,073
	(%)	21.9	18.5	14.9	14.3	13.8	14.2	14.3
陸上貨物運送業	(人)	15,735	15,670	15,443	13,233	13,815	13,820	13,834
	(%)	11.2	11.8	12.0	11.6	11.8	11.7	11.6
第三次産業	(人)	40,209	45,049	51,099	48,172	49,320	50,243	51,850
	(%)	28.5	33.9	39.6	42.2	42.3	42.6	43.4
その他の業種	(人)	10,208	9,529	8,740	8,484	8,812	8,665	8,528
	(%)	7.2	7.2	6.8	7.4	7.5	7.3	7.1

資料出所:労働者死傷病報告。平成23年は震災を直接の原因とする死傷災害を含まない。

○安全の担当者の有無別に見た労働災害の発生状況(表2参照)

- ・**安全管理者、安全衛生推進者の選任業種では減少傾向**
(75.2%(H15年)→66.3%(H24年))
- ・**これらの選任義務のない業種では増加傾向** (24.8%(同)→33.7%(同))

【表2:安全管理者の選任義務の有無別死傷災害発生件数の推移】

	平成15年		平成20年		平成24年	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
選任義務のある業種	100,012	75.2	92,038	71.3	79,221	66.3
(令2条1号)	53,101	39.9	47,163	36.6	42,254	35.3
(令2条2号)	46,911	35.3	44,875	34.8	36,967	30.9
選任義務のない業種	32,924	24.8	36,988	28.7	40,355	33.7
合計	132,936	100.0	129,026	100.0	119,576	100.0

資料出所:労働者死傷病報告

業種・規模別安全衛生管理体制と労働災害発生状況

	業種	業種	業種	
規模	【安衛令第2条1号業種】 ・林業 ・鉱業 ・建設業 ・運送業 ・清掃業	【安衛令第2条2号業種】 ・製造業(物の加工業を含む。) ・電気業 ・ガス業 ・熱供給業 ・水道業 ・通信業 ・各種商品卸売業 ・家具・建具・じゅう器等卸売業 ・各種商品小売業 ・家具・建具・じゅう器小売業 ・燃料小売業 ・旅館業 ・ゴルフ場業 ・自動車整備業 ・機械修理業	【安衛令第2条3号業種】 ・その他の業種 社会福祉施設、飲食店、小売業(2号に含まれない新聞販売業等)、警備業等	
		死傷災害件数(平成24年) 42,254件	死傷災害件数(平成24年) 36,967件	死傷災害件数(平成24年) 40,355件
	1,000人以上	・総括安全衛生管理者 ・安全管理者 ・衛生管理者 ・産業医	・総括安全衛生管理者 ・安全管理者 ・衛生管理者 ・産業医	・総括安全衛生管理者 ・衛生管理者 ・産業医
	300～999人		死傷災害件数(平成24年) 4,591件	死傷災害件数(平成24年) 14,501件 ※ うち300人以上は、 2,995人
	100～299人	死傷災害件数(平成24年) 6,415件	・安全管理者 ・衛生管理者 ・産業医	・衛生管理者 ・産業医
	50～99人	・安全管理者 ・衛生管理者 ・産業医	死傷災害件数(平成24年) 4,732件	死傷災害件数(平成24年) 12,810件
	10～49人	・安全衛生推進者	死傷災害件数(平成24年) 16,823件	死傷災害件数(平成24年) 13,313件
			死傷災害件数(平成24年) 18,095件	
1～9人	死傷災害件数(平成24年) 14,284件	死傷災害件数(平成24年) 6,253件	死傷災害件数(平成24年) 7,759件	

安全の担当者の選任義務がない業種規模

労働安全衛生法において選任が義務付けられている管理者等について

種別	要件、資格等	職務	選任義務のある事業場
総括安全衛生管理者	事業の実施を統括管理する者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理者、衛生管理者の指揮 ・安全衛生事項の統括管理 ※ 統括管理する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の危険又は健康障害防止 ・安全衛生教育の実施 ・健康診断の実施等 ・災害原因調査、再発防止 等 	【100人以上】 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 【300人以上】 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業 【1000人以上】 その他の業種(上記以外)
安全管理者	実務経験＋研修の受講 ※ 実務経験は7年必要。(学歴による短縮有り。大卒直系であれば2年等。) ※ 研修は9時間(安全管理、自主的安全活動、安全教育、関係法令) ※ 労働安全コンサルタントは研修不要。	安全に係る技術的事項を管理 ※ 管理事項(安全のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の危険又は健康障害防止 ・安全衛生教育の実施 ・健康診断の実施等 ・災害原因調査、再発防止 等 	【50人以上】 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
衛生管理者	免許の取得 ※ 第1種及び第2種は免許試験に合格することで免許取得。衛生工学は28時間の講習修了で免許取得。 ※ 医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントはそのまま選任可能。	衛生に係る技術的事項を管理 ※ 管理事項(衛生のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の危険又は健康障害防止 ・安全衛生教育の実施 ・健康診断の実施等 ・災害原因調査、再発防止等 	【50人以上】 (第1種衛生管理者又は衛生工学衛生管理者) 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業 (第1種衛生管理者、第2種衛生管理者又は衛生工学衛生管理者) その他の業種
安全衛生推進者(衛生推進者)	実務経験のみ ※ 実務経験は5年必要。(学歴による短縮あり。大卒であれば1年等。) ※ 10(5)時間の講習を修了すれば要件を満たす。	安全衛生(衛生)に係る業務を担当 ※ 担当事項 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の危険又は健康障害防止 ・安全衛生教育の実施 ・健康診断の実施等 ・災害原因調査、再発防止 等 	【10人～49人】 (安全衛生推進者) 安全管理者に同じ。 (衛生推進者) その他の業種
産業医	要件を満たす医師 ※ 労働者の健康管理等の研修を修了、労働衛生コンサルタントであること等が要件。	労働者の健康管理等 ※ 労働者の健康管理、健康診断及び面接指導等、作業環境の維持管理、作業管理、健康の保持増進、衛生教育、健康障害の調査、再発防止 等	【50人以上】 すべての業種

企業における安全衛生管理体制の適正化に係る論点①

【論点1】

第三次産業における労働災害発生件数が増加している状況において、第三次産業については、安全管理体制を整備する義務がないことについて問題がないか。

- 1 第三次産業に含まれる多くの事業場では、安全の担当者（総括安全衛生管理者、安全管理者、安全衛生推進者）の選任が義務付けられていない。
こうした業種について、安全の担当者の選任を義務付ける事業場の範囲の拡大を検討することが必要ではないか。
- 2 安全の担当者の選任を義務付ける事業場の範囲を拡大する場合、業種、規模をどこまで広げるべきか。
第三次産業に含まれる業種については、各種商品小売業等の一部の業種を除くと、安全管理者（50人以上）や安全衛生推進者（10人～49人）の選任を義務付けていない。
また、9人以下の事業場については、安全だけでなく衛生に係る業務の担当者も選任を義務付けていない。
- 3 第三次産業では、製造業や建設業に比べて労働災害の重篤度が低い傾向にあるので、選任を義務付けるのは、技術的事項を管理する「管理者」というより、安全に係る業務を担当する「推進者」とすることでよいのではないか。

第三次産業における安全衛生管理体制の現状等について (多店舗展開の小売業からのヒアリング結果)

ヒアリング企業

- ・各種商品小売業(総合スーパー)(A社、B社)
- ・その他の小売業(食料品スーパー)(C社)
- ・家具・じゅう器・建具小売業(家電量販店)(D社)

※ 全社とも殆どの店舗が50人以上。A、B、D社は、安全管理者の選任義務有り。



ヒアリング結果

労働災害防止のための意識について

小売業では、骨折等の休業災害が発生しているものの、大半は軽微な労働災害。

店舗の管理者、負傷した労働者の双方ともに労働災害防止を軽く考える傾向がある。
(A社、B社、C社、D社)

店舗毎の安全衛生管理について

- 1 店舗の安全衛生活動への本社等による支援は、店長会議等の場で指示する方式が多い。
(A社、B社、C社、D社)
- 2 安全管理者、衛生管理者は、店長、副店長、総務・人事担当者等から選任。
数百人規模の店舗であっても、安全衛生の担当者は1～2名。
また、他の管理業務との兼務。
(A社、B社、C社、D社)
- 3 スーパーでは、転倒や腰痛災害が多いが、これらは設備改善で本質的な安全対策を取ることが難しい。
したがって、店長以下全ての労働者の安全に対する意識付けが大切。
安全管理者、衛生管理者等の選任、安全衛生委員会等の設置は、現行制度のとおり店舗ごととした方が関係者の意識付けの点でよいのではないか。(A社、B社、C社)
- 4 家電量販店では、複数の店舗がターミナル駅前に隣接している場合がある。
店舗間の距離を考慮の上、安全管理者、衛生管理者等の選任、安全衛生委員会等の設置を、現行制度の店舗ごとから複数店舗で共同選任、共同設置できるようにすることが望まれる。これにより専門知識を持った担当者を配置しやすくなるとともに、職場巡視の結果や労働災害の再発防止策の水平展開もしやすくなる。
(D社)
- 5 店舗の管理者は、常日頃から店内を巡視し、営業面だけでなく安全衛生についても点検している。法令で定められた職場巡視の頻度(衛生管理者のみ週1回)が多いと思うことはない。
(A社、B社、C社、D社)

企業における安全衛生管理体制の適正化に係る論点②

【論点2】

各事業場の従業員数が少ない第三次産業については、事業場単位とされる安全衛生管理体制について、企業の実態に応じた体制は考えられないか。

- 1 多店舗展開の小売業においては、事業場(=店舗)における間接部門の人員が限られ、複数の業務を兼任している実態があり、安全衛生の専門知識をもった人員をすべての店舗に配置することは難しいとの意見が寄せられている。
このような事業場の安全衛生管理体制について、企業の実態に応じた体制を検討することが必要ではないか。
- 2 企業の実態に応じた安全衛生管理体制を検討する場合、現状の事業場単位とされる体制のほか、一定の条件の下、安全衛生管理体制を複数の事業場で共有することが考えられないか。
- 3 安全衛生管理体制を複数事業場で共有する場合の条件として、業種、規模、事業場間の距離等はどのようなことが考えられるか。
また、共有することができる安全衛生管理体制として、どのようなものが考えられるか。